

# 東京港港湾隣接地域の指定及び解除（案）について

## 指定及び解除

### 1 指定及び解除の内容

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の第1項に規定する港湾隣接地域を別図のとおり指定及び解除する。

### 2 指定及び解除の理由

埋立のしゅん功に伴い、新たに造成された港湾区域に隣接する土地に港湾隣接地域を指定するとともに、港湾区域に隣接しなくなった地域について指定を解除するものである。

(1) 江東区海の森二丁目 埋立面積 約1.4ha

(2) 江東区新砂二丁目 埋立面積 約1.0ha

### 3 指定及び解除する地域（別図のとおり）

(1) 江東区海の森二丁目

指定する場所 別図朱色標示の部分

解除する場所 別図緑色標示の部分

(2) 江東区新砂二丁目

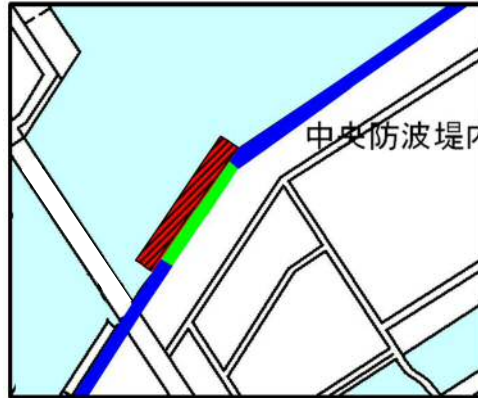
解除する場所 別図緑色標示の部分

## 東京港港湾隣接地域の指定及び解除（案）

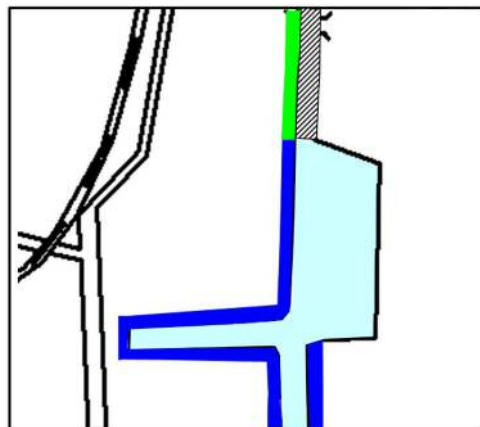
別図



(1) 江東区海の森二丁目



(2) 江東区新砂二丁目



凡例	<span style="color: red;">■</span>	新規指定区域
	<span style="color: green;">■</span>	指定解除区域
	<span style="color: blue;">■</span>	既指定区域
	<span style="background-color: #cccccc;">■</span>	埋立区域